

静岡地方労働審議会

第 1 回 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

1 日 時 令和 5 年 2 月 9 日（木）午前 10 時 00 分～午後 0 時 10 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階 共用大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 大石委員、畑委員、牧田委員

家内労働者代表委員 澤木委員、丸山委員、森藤委員

委託者代表委員 鈴木委員、清委員、手塚委員

【事務局】静岡労働局 稲毛労働基準部長、横山賃金室長

太田賃金指導官、寄田専門監督官、山口監督係

4 議 事

(1) 部会長、同代理の選出

(2) 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程について

(3) 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について

(4) その他

5 配付資料

資料番号

1 静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会委員名簿

2 家内労働法（抜粋）

3 地方労働審議会令

4 静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

5 静岡地方労働審議会運営規程

6 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

7 諮問文（写）

8 静岡県における家内労働の現状（令和 5 年 1 月）

9 自動車用ワイヤーハーネスの製造等の概要

10 静岡県最低工賃改正の推移

11 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃改正の推移

- 12 家内労働実態調査結果報告書
- 13 令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 14 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会日程表

○ **事務局（太田貴金指導官）**

ただ今より、第1回静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会を開催いたします。本日は第1回目の専門部会ですので、部会長、同代理が選出されるまで、事務局が進行を担当させていただきます。

まず、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は、公益・家内労働者・委託者各々すべての委員の御出席を賜っております。従いまして、地方労働審議会令第8条第3項の委員の3分の2以上、または、各側委員のそれぞれ3分の1以上の出席数を満たしていますので、会議を開き、議決することができることを御報告いたします。

なお、本専門部会は、公開とされておりましたが、傍聴希望者はいませんでした。また、本日の議事につきましては、静岡地方労働審議会運営規程第6条により議事録を作成し公開しますので、御承知をお願いします。

それでは、専門部会開催にあたり、労働基準部長の稲毛より御挨拶を申し上げます。

○ **事務局（稲毛労働基準部長）**

皆様おはようございます。静岡労働局労働基準部長の稲毛と申します。委員の皆様方には、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は、本専門部会委員に御就任を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

家内労働のこの部会については、開催頻度が少ないということで、これまでの状況を簡単に御説明させていただければと思っています。家内労働、いわゆる最低工賃につきましては、3年ごと計画を立て、その計画に基づいて改正の検討を行っているところです。今回の3か年計画は、第14次最低工賃新設・改正計画に基づくもので、本年度が計画の初年度となっております。本県における最低工賃は、過去、最大6つの業種に定められておりましたが、現在は、今回御審議いただく、車両電気配線装置製造業、いわゆる車両用ワイヤーハーネスに対する最低工賃のみとなっております。この車両用ワイヤーハーネスの現在有効となっている工賃は、平成26年4月25日に効力が発生したもので、26年度に改正した以後、これまでの3か年計画に基づき改正の検討を進めてまいりました。平成28年度は、海外との競争や外注先からのコストダウンの要請などから委託者が家内労働者に支払う工賃単価が下がってきているとの理由で改正諮問を見送っております。次に、令和2年度はコロナ感染症の影響により、経済情勢が急速に後退しているとの理由で見送っております。結果的に、近年改正が見送られてきているという状況でございます。令和2年度の見送りの際、家内労働者側委員から、次回改正計画の初年度に、改正の検討を行うべきとの御意見をいただい

いたことを受け、今回、計画の初年度に改正の検討を行いました。昨年10月に、当該業種について、家内労働に関する実態調査を実施いたしました。その結果については、この後御説明させていただきますが、平成25年度の改正時の調査結果と比較しても未満率及び平均工賃額に改善がみられること、令和2年度の調査時においてコロナ禍で大幅に落ち込んだ受注量も回復しつつあることが伺われました。また、前回改正以降、静岡県最低賃金が相当程度引き上げていることを踏まえ、昨年12月16日に、最低工賃の改正等について諮問させていただき、調査審議するために、家内労働法の関係規定に基づきまして本専門部会を設置することとなったものです。

本日は、その第1回目として、それぞれのお立場からの御意見等を承り、御審議いただきたいと存じます。本改正等に当たりましては、是非とも全会一致での結論を切にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（太田賃金指導官）

続きまして、本専門部会の委員を御紹介させていただきますが、その前に、委員の構成、任期について御説明いたします。本専門部会の委員については、資料番号1の委員名簿を御覧ください。委員は地方労働審議会の委員と臨時委員の中から会長が指名した委員で構成されています。地方労働審議会令第7条3項で、部会の任務が終了したときは審議会の議決により、部会を廃止することとなっております。したがって、臨時委員については部会の廃止でもって任期が終了することとなります。なお、臨時委員におかれましては、委嘱状を机に置かせていただいておりますので、御確認をお願いします。

委員名簿の順に従って、今期の委員を紹介させていただきます。それでは公益代表委員から御紹介いたします。

※ 名前を読み上げる。

続きまして事務局職員を御紹介します。

※ 名前を読み上げる。

それでは議事に入りたいと思います。

議事1の部会長・同代理の選出をお願いします。部会長につきましては、審議会令第7条第4項により公益代表委員のうちから委員が選挙することとされております。

先程、公益委員の方々と打合せをしていただいておりますが、いかがでしょうか。

○ **公益代表委員（牧田委員）**

あらかじめ公益委員で協議した結果、地労審の会長をお願いしていることもありますが、御経験豊富な大石委員をお願いしたいと思います。

○ **事務局（太田賃金指導官）**

ただ今、大石委員を本専門部会長に、という御発言がありましたが、大石委員に部会長をお願いするということによろしいでしょうか。

※ **各側委員了承する。**

それでは、部会長は大石委員ということで選出いただきました。なお、静岡地方労働審議会運営規程第10条第1項で、部会長が審議会の委員である専門部会の議決は、審議会の議決とすることとなっております。大石委員は審議会の委員ですので、本専門部会の議決は審議会の議決ということになります。

次に部会長代理ですが、審議会令第7条第4項により、部会長が指名することとなっております。部会長いかがでしょうか。

○ **公益代表委員（大石部会長）**

前審議会の会長であり、非常に経験豊富な、公益代表委員の畑委員をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○ **事務局（太田賃金指導官）**

部会長代理につきましては、部会長の指名により、畑委員をお願いすることといたします。

※ **「部会長」と「部会長代理」の名札を両委員の前に置く。**

それでは、部会長より御挨拶をいただくとともに、以降の議事進行をお願いいたします。

○ **公益代表委員（大石部会長）**

只今、御指名にあずかりました大石でございます。皆様から忌憚のない率直な御意見をいただきながら、その中で最低工賃を決めていきたいと思います。大変不慣れなところがございますが、御容赦いただき、会の進行に御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事2の「静岡地方労働審議会静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会運営規程等について」です。まずは資料番号4の本専門部会の運営規程（案）の承認を賜りたいと思います。事務局は運営規程（案）について説明をお願いします。

○ **事務局（太田賃金指導官）**

本専門部会は資料番号5の静岡地方労働審議会運営規程と、これからお諮りする専門部会運営規程により運営していくことになります。運営規程は従来と変更はありませんが、第1回目の専門部会ということで、この規程案でよろしいか御審議願います。

○ **公益代表委員（大石部会長）**

ありがとうございます。それでは、この運営規程により審議を進めてまいりたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

※ **各側委員了承する。**

承認を得ましたので、この運営規程により進めてまいります。運営規程の（案）を抹消し、附則の日付に令和5年2月9日と記入してください。

それでは、議事3の静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について審議に入っていきます。まず、事務局から配布していただいた資料について説明をお願いします

○ **事務局（横山賃金室長）**

それでは、配布資料について説明いたします。

主だった資料については、事前に説明させていただきましたので、ポイントのみ説明させていただきます。

まず、最低工賃の定めについて、法的にはどうなっているか御説明いたします。

資料2を御覧ください。家内労働法の抜粋です。第13条に「最低工賃額」について規定されています。「第1項 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。」とされています。静岡県においては、県の最低賃金の他に、今回御審議いただく、車両用ワイヤーハーネスの製造に関し、同製造業務に従事する労働者に適用される、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る、特定最低賃金が定められておりますので、この最低賃金との均衡を考慮して定める必要があります。「第2項 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。」とされており、現行の最低工賃が業務と規格により定めている根拠となっております。

次に、現在の最低工賃について説明いたします。資料6を御覧ください。本日から御審議いただき、現行の最低工賃を記載しております。先ほど御説明しましたとおり、平成26年4月25日に発効し、「カプラー差し」「チューブ通し」「キャップ通し」の3種類の業務について、長さ等により規格を分け、金額が定められております。

続きまして、今回の審議のスタートとなる労働局長の諮問についてです。資料7を御覧ください。先ほどの部長の挨拶にもありましたが、昨年12月16日に労働局長より最低工賃の改定について諮問させていただきました。その諮問文の写しになります。諮問した理由について、これから紹介いたします資料を使って御説明いたします。

その前に、県内の家内労働の大まかな概要について御説明いたします。資料8「静岡県における家内労働の現状」を御覧ください。県内の家内労働全体の現状について、毎年委託者から報告をいただいております、委託状況届などをまとめた資料です。家内労働者、委託者の数ですが、2ページにありますように、傾向としては減少傾向にあります。令和4年10月の段階で、家内労働者数6,273人、委託者数282件。3ページにありますように、家内労働者の88%が女性ということです。このあたりの状況は以前から変わらない状況です。4ページ以降に業種ごとの委託者等がまとめられておりますが、6ページに内訳の図があります。業種別で家内労働者数が最も多いのが電気機械器具製造業で家内労働者ベースで38%。人数で、家内労働者2,389人、委託者68社となっております。審議いただく車両用ワイヤーハーネスはここに含まれています。

続きまして、今回審議いただく、車両用ワイヤーハーネスの概要について、簡単に御説明いたします。資料9「自動車用ワイヤーハーネスの製造等の概要」を御覧ください。不十分な点があると思いますので、後ほど臨時委員の皆様には補足説明をお願いしたいと思います。ワイヤーハーネスとは、径の異なる電線を束ねて組むもの、いわゆる組電線でありまして、その機能としては、自動車の中の各部品間を電線で接続することで、電氣的信号伝達回路あるいは電源供給回路を作るものです。よく言われる例えば、人体でいうと血管又は神経に当たります。自動車以外にもOA機器等に幅広く使用されています。本件の対象となっております自動車には別紙1のとおり、車体の各所にワイヤーハーネスが取り付けられておりまして、おおむね800から1200回路が取り付けられていると言われております。メインワイヤーハーネスと電装品等に付けられるサブワイヤーハーネスとの2系統に分けられます。ワイヤーハーネスは当初、自動車の基本的な走行機能に関するものが主でしたが、その後、エアバック、ABS等の安全機能、また電動ミラー等の便利機能等で回路数が増加してきたと言われております。別紙2の「製造工程概要」のとおり、電線の切断から始まり、検査までの工程が標準となっております。この間に、キャップ通し、チューブ通し、カプラー差し、と続く一連の作業に最低工賃が設定されております。別紙2では、黄色のマーカーが付けられたところが、今回の工賃が定められている作業になっています。

続きまして、県内の最低工賃の改正の推移について御説明いたします。資料10「静岡県最低工賃改正の推移」を御覧ください。本県においては、最大6種の最低工賃が定められておりましたが、現在は今回の御審議いただく工賃のみとなっております。表の一番下に記してあります。昭和60年に制定された以後、御覧のとおり改正を行ってきました。改正は凡そ3年に1度検討し、平成26年4月に発効された後、2回、改正諮問自体を見送ってまいりました。

資料11は今回の審議対象の工賃額の改正推移を表したものです。赤字で記載したのが、引き上げ額になりますが、多くは1銭から2銭の改正となっておりますが、今回のように、2回ほど見送った後の改正であった平成23年は2銭から5銭の改正となっております。

続きまして、工賃の改正の判断や審議の重要な資料とするため、工賃の実態調査を行いましたので、その結果について御説明いたします。資料12の「家内労働実態調査結果報告書」を御覧ください。1ページが調査実施概要です。調査は、昨年10月に通信により実施し、その年の7月の状況について回答をしてもらいました。調査対象は、毎年報告を受けている、法に基づく委託状況届やこれまでの調査結果から、ワイヤーハーネスの最低工賃適用業務があると把握していた委託者である30社を全数対象としました。ワイヤーハーネス関係についても、委託者が減少し、前回より少なくなっております。30社の内、23の委託者から回答をいただきました。23社のうち1社は車両用のワイヤーハーネスの製造を行っていないとの回答でした。22社の委託者で、家内労働者は957人でした。22社のうち最低工賃の適用業務を行っているのは19社でした。3ページ以降に委託者と家内労働者の概要を記しています。最低工賃が定められている、

カプラー差し業務がある委託者は18社、家内労働者260人

チューブ通し業務がある委託者は14社、家内労働者193人

キャップ通し業務がある委託者は7社、家内労働者25人

でした。6ページ以降の家内労働者に関する資料は、委託者を通じて家内労働者について回答をしていただいた調査結果をまとめたものです。5ページの家内労働者の人数と異なっていますが、調査データの引用の違いです。他業務の家内労働と同様高齢者が多く、60歳以上の高齢者が約54%と半数以上を占め、8割超が女性です。

7ページは1か月当たりに受け取る工賃の分布です。8ページで、グラフにして見やすくしておりますが、いずれも1か月1万円から2万円程度の工賃の家内労働者が多いということが分かります。1、2万円台が半数、9割が5万円未満です。

9ページからが規格毎の委託者と家内労働者の推移です。委託者、家内労働者とも減少傾向にあります。回答をいただいたところがベースですので、実態とは若干ずれがあるかもしれませんが、10ページ以降のグラフで減少傾向であることがみえるかと思います。

12ページ以降、工賃を集計したものになります。13ページ以降、品目・規格ごとに分布を表しています。数字の表と隣ページはグラフ化したものです。P13～16は委託者ベースの分布

で、P17～20は家内労働者ベースの分布です。数字の表で、色を付けたところが現行の最低工賃に該当する部分です。

21ページ以降が未満率と呼んでいる、現行の工賃以下で工賃が設定されている回答の分布です。最低工賃以下の規格は、今回調査では、ほとんどなくなっており、カプラー差しの15センチ超～50センチ以下と、チューブ通しの15センチ超～50センチ以下の2つの規格だけが、最低工賃以下で工賃が設定されている回答がありました。傾向としては減少傾向にあります。

24ページは平均工賃の状況で、加重平均の値となっております。めくっていただいた25ページのグラフのとおり、上がっているものもあるが下がっているものもあり、いずれも最低工賃よりかなり高い設定であることが分かります。

26ページは1時間当たりの平均作業量の推移です。27ページは所要時間の状況から、1時間当たりの工賃額等を示したものです。金額的には、規格により幅があり、実態調査を行った昨年7月当時の県最低賃金913円の約35から69%となっております。

実態調査については以上です。

続いて資料には入っておりませんが、この実態調査の前に、昨年6月と7月に、委託者へ実施した訪問調査を2社に行いました。その時伺った話を御報告いたします。

近年家内労働者の高齢化が進んでおり、家内労働者は減少傾向にあるということを事業者の皆さんはおっしゃっておりました。発注量は、コロナ禍で大幅に減少したが、本年7月時点ではコロナ禍以前の7割程度までは回復しているという話がありました。自動車のヘッドライト等のワイヤーハーネスの製造については、コネクター類の小型化が進み、細かな作業が求められることから、高齢者の多い家内労働者からは断られるケースが多くみられ、家内労働をやめてしまう方もでてきているという話もいただきました。

以上のこれまでの改正経緯や実態調査を踏まえ、諮問理由を説明いたします。

平成28年度、令和2年度にそれぞれ改正諮問を見送っておりますが、本年度については、

- ・平成26年以降改正されていないこと
- ・10月に実施した実態調査の結果をみると、改正された平成25年度の調査結果と比較しても未満率及び平均工賃額に改善がみられること
- ・令和2年度の調査時においてコロナ禍で大幅に落ち込んだ発注量も回復しつつあること
- ・前回改正以降令和4年度までの間に、県の最低賃金は195円、率で26.0%引き上げ、電気の特定最低賃金は141円、率で17.1%引き上げていること

等を加味いたしますと、当該最低工賃改正の条件は整ったと考えられるため、最低工賃の改正諮問に係る調査審議を求めることとしました。

続きまして、委員限りの資料として配布させていただいた資料について、説明をいたします。静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃と書かれたものです。この資料は委員限りのものになりますので、取扱いに御注意ください。家内労働法の御説明をしたとおり、家内労働

法第13条では、最低賃金との均衡を考慮して工賃を定める、ということになっておりますので、最低賃金との関係について表しております。

1ページに静岡県の地域別と電気の業種別特定最低賃金の改定推移を一覧にしてあります。

続きまして、3ページに現行の工賃の発効時の最低賃金は、平成25年に改正したものになりますので、その当時の最低賃金から、現在の最低賃金の引上げ状況との比較をしたものを試算額として表しました。法の趣旨に基づき、引上率からの試算ということで、特に他意はございません。県の最低賃金は引き上げ率26.03%、電気の業種別特定最低賃金で17.13%上昇しております。

現行の規格別最低工賃に県最賃の引上げ率を計算したものが上段に記載し、電気の業種別最低賃金の引上げ率を計算したものを、下段に、黄色に色付けして示しております。県最賃で試算すると6銭から16銭、電気の業種別特定最賃からの試算で4銭から11銭の引上げとなりました。実態調査での、各規格の平均工賃額と比較しても、1社分しかデータがない、ケーブル差しの2m超以外は、全て現在の平均工賃額よりも低い試算となっております。

これだけの引き上げとなると、現行の契約額から引き上げが必要となる委託者や家内労働者がどれだけでくるか、これを影響率と呼んでおりますが、影響率を示したものが、4ページからの表になります。黄色で色付けしたところは、3ページの電気の業種別特定最低賃金の色に合わせております。引き上げ額0円のところが、現在の最低工賃のところで、上げていくと、影響する委託者ベースでの数・影響率、家内労働者ベースでの数・影響率を示しております。右端は、実態調査での1時間当たりの作業量を掛け合わせたものとそこから8時間分掛けたものを、1日当たりのとして示したものです。

続きまして、6ページに前回改正時、平成25年度との影響率等の比較を示したものです。7ページは25年度改正時の引上状況と先ほどの本年度の電気の最低賃金の試算を対比し一覧にしたものです。上段が25年度改正時、黄色で色付けした下段が、電気の業種別最低賃金の試算を記載しております。

8ページは、他県との比較の資料です。全国のワイヤーハーネス、特に自動車関係のものを抜粋した表です。静岡も含め東海地区の愛知、三重のほか、岡山が同じような業種で設定されております。県により、若干規格が異なっております。

9ページは、直近で昨年7月に改正している岡山との比較です。

静岡の現行の改定時平成26年当時の額と比較したところ、岡山においては、平成26年当時は平成23年に改正されたものになり、それ以降、平成30年、昨年と改正されております。26年当時と比較しますと、4銭から10銭の引上げとなっております。下のグラフは、岡山が緑、静岡が青で記してあります。

10ページに愛知県との比較を示しました。愛知においては、平成26年当時は平成24年に改正されたものになり、それ以降、平成30年改正されております。今回の3か年計画では、来

年度実態調査を行い、再来年度改正審議をするかどうかと聞いております。愛知県の26年当時と、現在の引き上げ状況は、4銭から10銭のとなっております。

みていただいた比較から、最低賃金額との試算額を参考に御審議いただくのが適当ではないかと思っております。

以上です。

○ 公益代表委員（大石部会長）

たいへん細かい説明をありがとうございました。ただ今の事務局の説明について何か御質問はありませんか。

それでは委託者側委員からワイヤーハーネス及び業界の現状などについて、何かありましたらお願いしたいと思います。

○ 委託者代表委員（清委員）

お手元に、ワイヤーハーネス完成までの工程手順という資料を2枚お配りさせていただいております。ワイヤーハーネス製造工程における手順を御説明します。

まず、1番、切断。長尺の電線を、指定の電線の品種・サイズ・色、寸法で切断します。2番は、切断された電線を、指定された寸法で皮むきし、導電部、芯線の部分を露出させます。次に、3番目に端子圧着で、指定された電線に、指定された端子を圧着します。ここまでは、約80から90%くらい、自動切断圧着機というもので作業が終了します。4、5、6番が家内労働者さんをお願いしている部分です。写真なども見ていただき、少し細かく御説明したいと思います。まず、4番キャップ通しですが、写真の緑色のものがキャップです。3番の端子圧着の前に、このキャップを電線に通した後、皮をむいて端子圧着をします。この状態で家内労働者さんをお願いして、キャップを端子に被せる作業をしてもらいます。5番カプラー差しは、3番で端子圧着されたものをカプラーの指定された場所に指定された電線を差し込む作業です。続きまして、6番チューブ通しは、端子圧着された電線をチューブに通し、5番のカプラー差しの作業につながります。そういった一連の作業が終わりますと、7番SUBは、1から6番を繰り返し、いくつかつくりグループを作成します。次の8番は、作成したSUBグループを写真のあるような組立治具へ設計図とおりに配策していきます。9番は、コルゲートチューブや、PVCチューブ、プロテクターなど、外装部品を取り付けて、テープで指定された部分を固定していきますと写真にあるようなワイヤーハーネスが出来上がります。横山さんの方から、先ほどの資料説明で、資料番号9の別紙1にあったもの、大きいハーネスがこちらになります。ドアハーネス等の小さいハーネスもありますが、写真にあるのは、車両のメインになるようなワイヤーハーネスです。次の作業10は、完成したワイヤーハーネスの電流を測る導通検査になり、回路を間違っていないか検査を行います。その次に11、できたワイヤーハーネスが設計図とおりに寸法があっているか、向きがあっているか等の検査を

行い、最終的に12番、梱包・出荷ということで、得意先様の方へ出荷するという流れになっています。

説明のうち、1枚目の4番、5番、6番というところが家内労働者様の方をお願いしている部分となります。サンプルを御覧いただいておりますが、カプラーのところとか、チューブがこのように通っているのだなということはお解りいただけたかなと思います。

簡単ですが、ワイヤーハーネスの製造工程の手順ということで説明させていただきました。

○ 公益代表委員（大石部会長）

ありがとうございました。現物を持ってきていただいてありがとうございます。

ほかには、委託者委員側から何かありますか。

○ 委託者代表委員（手塚委員）

今、清委員から説明があった中で、当社の製品の特長は、キャップがない、4番のキャップ通しの作業がありません。あとは、清委員がおっしゃっていた手順と基本的には同じです。当社はハーネスを3社から購入しております。そのひとつ、子会社の静岡ワイヤーハーネスさんから、借りてきたサンプルを回ささせていただきました。静岡ワイヤーハーネスは教育工場という位置づけで、内職を取りまとめている会社に対して、仕事を出しているという会社です。社内で切断したコードを協力会社へ出して、戻ってきたものを検査して出荷する、清委員の説明と基本は変わらないと思います。我々のハーネスについては、得意先さんの電気を給電するからみで、防水チューブを使うとか、ランプと車両との接触等がおきないようなチューブとか、いろいろとコストがかかり、割高部品だと言われてしまったり、ランプの高機能化で、複雑化してきたということがあります。そのため、内職を使わず、最初は中国での生産をし、中国の人件費が上がってきたため、ベトナムで生産するなど海外生産をしている部分もあります。しかし、海外の人件費が上がってくる、内職をやる人が減ってくるということもあり、今は、内職に頼らない製品作り、ということで自動化の開発途上にあります。ゴムのプッシングをやめるとか、チューブの代わりにテープでとめるとか、自動化するための相談をカーメーカーさんとしています。電線も色がついていますが、チューブをやめれば、電線は黒一色で自動化できるので、そういう取り組みを2、3年前から進めています。

また、労働局さんの説明にもありましたが、ランプは電球からLED化し、ランプの中に電子部品がのったり、LEDがのった基盤が入っています。この基盤は非常に小さく、基板間をつなげるのは非常に細かい作業になります。先ほど、小さいものをできない内職さんがいるという説明もありました。このように非常に小さい部品が増えていて、作るのも大変、品質の維持も大変になっています。毎年、何件かは、得意先さんから、コネクタや端子がしっ

かり入らないという話がきて、ランプの場合は、これは致命的な問題になってしまい、御迷惑おかけしている例もあります。ですので、自動化して、カメラで検査して、というのは、不良をゼロにしていくには、必要な取り組みなのだろうと思っています。

現在、試行錯誤しているという状況を説明させていただきました。

○ 公益代表委員（大石部会長）

ありがとうございました。非常に、わかりやすかったです。技術的には難しくなっているのだということを感じました。

次に家内労働者側委員からワイヤーハーネスに係る現状等で何かありましたらお願いします。

○ 家内労働者代表委員（丸山委員）

私も、ワイヤーハーネスの生産技術や生産管理をやっていたため、内職さんの現場とかにもお伺いした経験があります。製品に関してはおっしゃる通りですし、工程もほぼ同じだと思います。私のいたところは、手塚さんもおっしゃったように、内職さんを統括している下請け会社に出して、そこから内職さんに出してということでした。でも、私たちもよく内職さんのところへも行かせてもらいました。それは、品質の問題があったからです。内職だから適当でいいということではなく、取引先の要望もあって、内職さんの品質を上げることが求められていました。カプラーを差すところは、不具合の発生源で、後の導通検査でわかるところもあるのですが、重要度が増しているのではと感じています。かなり細かい作業も多いので、自動化はなかなか難しいという中で、内職さんの労働力を借りて、コストを下げることに寄与してもらおうという部分では、重要な仕事なのではないかという位置づけで私たちは捉えています。重要な部品の工程的に難しい部分を担っていただいているという点を審議の中で確認しながら進めさせてもらいたいと思っています。

○ 公益代表委員（大石部会長）

ありがとうございました。その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入っていきたいと思いますが、審議の前に、最低工賃を改正した場合の発効日について、事務局から説明しておいていただきたいと思います。

○ 事務局（横山賃金室長）

発効について御説明させていただきます。

今回、最低工賃の御審議をいただき、改正が答申されますと、労働局長が、答申内容に基づき改正の決定し、官報公示を行います。この手続きにつきましては、資料2の家内労働法の第12条による決定後の手続きが示されております。第1項により、改正決定を官報に公示

することが決められており、第2項には、効力発生について規定されております。効力発生日の決め方が2種類あることが書かれております。公示した日から起算して30日を経過した日、もしくは、カッコ書きされている、公示の日から起算して30日を経過した後の日であって、当該決定において別に定める日があるときはその日、という2種類です。公示をしたあと30日を経過した日とする場合を法定発効と呼んでおり、別に定めた日とする場合が指定発効となります。指定発効とする場合には本専門部会でその発効日まで決めていただいて、公示をすることになっております。ちなみに、これまでの改正は、法定発効で行われてきました。

以上です。

○ 公益代表委員（大石部会長）

ただいま事務局から説明がありましたが、最低工賃の発効日について、法定発効にするか、指定発効にするか、これについて御意見を伺いたいと思います。説明にもありましたが、最低工賃については従来から法定発効としているところですが、つまり、これが最短ということになるかと思いますが、何か御意見はありますか。よろしいですか。

意見が無いようでしたら、従来どおり法定発効ということで決めさせていただきたいと思います。

※ 各側委員了承する。

それでは最低工賃の金額審議に入りたいと思います。

まず、金額審議の進め方についてですが、最初に、今後の審議運営にあたり、各側委員からそのスタンスなどについて御発言いただいた後、各側委員から個別に御意見を伺っていきます。双方の意見を聞いた上で、再び、三者の審議を再開し、取りまとめていくということでよろしいでしょうか。

※ 各側委員了承する。

ありがとうございます。

冒頭、部長からもお話がありましたように、全会一致で結論が得られるよう御協力いただければありがたいと思っております。双方の意見をお聞きした結果によりますが、もし本日で意見がまとまるようであれば、本日結審したいと考えています。

それでは、今後の審議運営にあたり各側委員からそのスタンスなどについて御発言いただきたいと思います。まず家内労働者側委員からお願いします。

○ **家内労働者代表委員（森藤委員）**

本日は、お忙しい時期にお時間を割いていただき誠にありがとうございます。

家内労働者側として、いくつか申し上げさせていただきます。事務局の説明にもありましたように、本年度の改正に向けた検討について、かつて見送りを重ねてきた静岡において、2023年の3年計画の初年度に検討していこうと進めていただいたことについて、まずは御礼申し上げます。過去2回の見送りの理由を見ても、コストダウンの要請があったということだったり、コロナで大変な状況で発注量の低減ということもありましたので、見送られた経緯がありました。一方、先ほど事務局の説明にもあったように、法に照らしても、最低工賃を守ることは当たり前ですが、その向上を図っていることが求められています。今は、労使双方の共通項、ポイントとなるメッセージとしては、公正取引とかプラットフォームというような取り組みが求められる時代になりました。工賃はその底辺を支える作業と捉えることができると思いますので、実情にあった審議が進められることを期待しております。

○ **公益代表委員（大石部会長）**

ありがとうございます。家内労働者側代表委員からほかに補足などはありませんか。

では、次に委託者側委員から御発言をお願いします。

○ **委託者代表委員（鈴木委員）**

最初に、清委員、手塚委員から細かい説明いただき、よくわかりました。ありがとうございました。しかし、今、ここで、製品のサンプルを見て、これはすごいなと思っている私がここに座っていていいのか、僭越ながらという思いでお話させていただきます。

正直言いまして、工賃というものに今まで意識がいつてなかったのですが、説明を聞いてよくわかりましたので、気を引き締めて審議に臨ませていただきます。

平成26年度以降、据え置かれたまま改正されなかったということですが、説明があったとおり、実態調査の結果では、最低賃金によらず、それぞれ価格は推移しているということをもみても、この間、改正審議があってもよかったのではと、個人的には思いました。ただ、この家内労働の市場規模、マーケットスケール、従事されている方の人数、中小企業を仲立ちしていると思われますので、製品流通の詳細とか、海外委託状況とか、これらをタイムリーに把握し、対応していくのが難しかったから、このような状況になったのではと推察します。いずれにしても、今回金額審議をすることになり、いろいろな調査の結果もわかりました。しっかり審議に臨みたいと思います。

昨今、世の中、様々な議論がある中で、企業につきましては、労働生産性を高め、商品・サービスの付加価値・フェアバリューを評価したうえで、価格転嫁をして対応する。そして、賃金上昇につながる好循環を実現しなければいけないと考えています。一方、家内労働の将来を考えた場合、企業の生産性の向上に結び付くのかとも思っています。家内労働は生

き延びていけるのでしょうか。海外委託などもありますし、わかりにくいのが現状なのかと思っています。

また、今、家内労働に従事している方々は、生計の主としている方もいるのかもしれませんが、多くは副業であったり、諸々の収入稼ぎなのかと思います。私は、最低賃金の審議にも参加していますが、賃金と工賃との整合性といいますか、どのような位置づけなのかというのも疑問に思っています。実態調査の結果が出ていますので、上げなければいけない、引き上げることに異論はありませんが、上げ幅の水準については、皆さんのお話を勘案し、諸般の事情、業界の事情、従事する皆様方の事情など、いろいろなことを真剣に考えていかなければいけないのかなと考えております。

よろしく願いいたします。

○ 公益代表委員（大石部会長）

ありがとうございました。委託者側で何か補足などがありますか。

○ 委託者代表委員（清委員）

今、お話もありましたが、電動化、EV化により、自動車に変化してきております。車両によっても違いますが、一車両あたり、ワイヤーハーネスは、1電線を1回路とみますと、だいたい1200から1300回路くらいが入っています。従来のガソリン車から、ハイブリッド車、EV車となっていくと回路数が108%くらいに増えます。EV化していくとワイヤーハーネスは減っている方もいらっしゃるかもしれませんが、増えて、我々はそれだけ仕事をいただけるようになるということです。仕事は増えますが、手塚委員からもあったように、当然価格競争というものはあります。会社としては、ベトナム産とか、フィリピン・インドネシア・中国・タイなど、海外、特にASEANの方に進出しております。そういった中で、国内の生産高は、令和2年の数字で言いますと、多少国内の生産量がアップしていますが、今後、電動化が進む中で、価格競争もあり、国内生産はどうなっていくのかという点ですが、今後5か年の見通しでは、現在と同じような推移となるのではと考えています。

直近では、半導体不足などで、得意先から、受注の内示に対し、実際に買い取ってもらえるのが、おおよそ8割程度となっています。メーカーの作りたくても作れないという状況が続いているのかと思われます。そういった状況の中ではありますが、得意先からいただいている見通し、会社の生産の見通しから考えますと、しばらくは横ばいを予想していることをご報告させていただきます。

以上です。

○ 委託者代表委員（手塚委員）

私、個人としては、最低賃金の状況など、世の中の動きから見ても、工賃を見直し、上げるを得ないと思います。調達をしている立場としては、適正取引の面で見るときに、原材料価格や電気代、労務費等の中で、原材料価格については少し進んでいます、エネルギー費や労務費については、まだ、どのようにメーカーへ交渉し、価格転嫁していくのか、試行錯誤している状況です。内職の工賃についても、この中の一つ、一緒なのかなと考えます。

また、1個何銭というよりは、レートと作業にかかる秒数により、当然、小さくやりづらいものは時間がかかる等ありますので、レートと秒数を掛けてお金を払うというような価格の決め方をしています。そうした時に、調達している我々から見ると、家内労働のこの規格・金額の決め方は、我々が発注している価格の決め方と、内職さんの1個いくらの決め方に相違があり、これで本当にいいのかと、疑問に思います。

それから、工賃の引き上げがされたときに、実際の是正はどのようにされるのか、適正取引の面から考えてもそこが課題だと考えます。この会議に参加することになった時からの個人的な感想です。

○ 公益代表委員（大石部会長）

素直な気持ちをお話いただきましてありがとうございました。今後の議論に生かしていけたらと思います。

只今、家内労働者側、委託者側それぞれの委員より基本的なスタンスをお話いただきました。

それでは、これから個別に御意見を伺うこととします。初めに家内労働者側からお伺いしますので、委託者側委員の皆さんは控室でお待ちください。

※各側個別意見聴取後、全体会議再開

○ 公益代表委員（大石部会長）

家内労働者側、委託者側、双方の御意見をお伺いしましたが、意見の一致には、とていいですか、一回ずつ御意見を伺っただけとなり、意見の一致には至りませんでした。

つきましては、本日の結果を持ち帰って検討いただき、また次回に議論を重ねたうえで、最終的には一致を目指していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上で本日の金額改正審議を終わりたいと思いますが、事務局、その他何かありますか。

○ **事務局（太田賃金指導官）**

次回の専門部会日程について御説明します。

次回の第2回専門部会は、2月21日火曜日午後3時から、静岡地方合同庁舎静岡労働局地下会議室で開催いたします。

専門部会の公開・非公開につきましては、静岡地方労働審議会運営規程第5条により会議は原則公開となっており、第1回専門部会については公開とされました。第2回専門部会についてどうするか、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ **公益代表委員（大石部会長）**

では、次回の専門部会の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。

次回につきましては委員の率直な意見を確保するために、審議会運営規程第5条但し書きを適用して非公開とするのが適当と思いますが、いかがでしょうか。

※ **各側委員異議なし。**

ありがとうございます。それでは、次回専門部会につきましては非公開とすることといたします。事務局は所要の対応をお願いします。

ほかに何かございますか。ないようでしたら、本日はここまでといたします。

皆様、お疲れさまでした。